

健康保険法第3条第4項の規定による被保険者の標準報酬  
月額について

健康保険法第3条第4項の規定による被保険者の標準報酬月額について、  
同法第47条第2号により、下記のとおり公告する。

記

1. 適 用 期 間            2025年4月1日から2026年3月31日まで
2. 標 準 報 酬 月 額        第26等級            380,000円

法第47条第2号の規定により被保険者資格喪失  
時における標準報酬月額が、第25等級 360,000円以  
下の者については、その者の資格喪失時の標準報酬  
月額とする。

2024年10月28日

亀田総合病院健康保険組合  
理 事 長    亀 田   秀 次

